

基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」団体利用のテスト運用について

広場のルールにより案内看板に「＜団体利用について＞・町内会などの団体が広場を占有して使用する場合は、市役所に事前に申請が必要です。」となっているため当面の期間、下記のとおりテスト運用し、利用組数や使用状況の実証実験を行う。

記

1. 申請書について

新たな申請書作成は、個人情報取扱事務の変更となるため、広場専用の行為許可申請書の作成をすることをせず、現在、公園・児童遊園地で使用している「公園内行為許可申請書」を準用する。

2. 許可について

(1) 団体利用開始時期 ○平成24年11月19日より受付開始

○平成24年11月23日より実証実験開始

○申請は、実施日の前日まで

ただし開庁日、業務時間内に限る

(2) 利用許可時間 ○広場開場時間内とする（準備、片付けを含む）

(3) 行為許可申請時の利用上の注意について（申請者に対する許可条件）

- ・利用前、利用後に管理員に声掛けをお願いします。
- ・物品販売等の営利や広告宣伝を目的とした占有はできません。
- ・広場施設を破損したり、樹木などを損傷する恐れがある場合は、占有できません。
- ・危険な行為や騒音等、近隣住民や他の広場利用者に迷惑がかかる恐れがある場合は占有できません。
- ・火の使用は、別途許可申請が必要です。
- ・広場内の占有場所を必要最低限にとどめること。
- ・占有することにより、混乱が予想される場合、支障があると判断した場合は、許可できません。
- ・通行者の多い外周路及びその付近、立入禁止区域等は、占有できません。
- ・公序良俗に反する内容、行為等での占有はできません。
- ・車両の乗り入れは、原則として、できません。
- ・又貸しすることはできません。
- ・占有終了後は清掃を行なうこと。また、占有で発生したごみは必ず持ち帰ってください。
- ・関係機関の許可が必要な場合は、事前に許可を受けること。
- ・占有に起因する事故、陳情については占有者の責任において解決すること。
- ・占有日時は、準備から片付けを含む時間で申請をすること。
- ・申請前に必ず現地を確認し、場所を特定すること。
- ・「広場のご意見」の記入にご協力をお願いします。
- ・朝霞の森憲章と広場のルールを守って、お互いにゆずりあって利用してください。

【許可について】

本来、自由利用が原則であり、申請者に独占的な利用許可を与えるものではありません。そのため許可については、一般利用者への影響や管理上の問題等を考慮して審査を行います。